

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	玖珂地域 (谷津上・山王原・谷津下第1・谷津下第2・上市北・上市南・野口下・野口上・欽明路・上谷・下谷・柳井田下・大田・柳井田中・柳井田上・野地・瀬田下・有延・久門給1区・久門給2区・同道・瀬田上・瀬田中・市頭・本町・駅通・新市・新町上・新町下・阿山上・阿山下・鞍掛・千束・臼田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・高齢化は進んでいるものの、30代、40代の若い農業者が利用権を設定し、耕作している。しかしながら、人手不足により、草刈りや水路清掃等の農地に関する維持管理が課題となっている。

・水路等の農業インフラも老朽化してきており、太陽光パネルの設置検討をする農地や、耕作放棄地の増加による害虫被害が増えてきている。

・受け手になる農業者が耕作しやすい環境(草刈り、水路等農業インフラの管理)を地域で構築していくことが課題である。

※参考:農耕システムによる世帯数352世帯(地域における農家世帯数割合7.1%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、小麦、大豆を主軸とし、これから加速するであろう地球温暖化に対応可能な品種の作付を検討する。

・盆地の特性を活かし、新たな特産品となる作物を検討し、安定した収入を得られる経営を目指す。

・玖珂地域は都市計画区域を含み、山陽自動車道玖珂ICがあり、交流人口も見込めることから、体験農園、貸農園等による都市住民との交流を図っていくとともに新たな担い手(法人等)の増加を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	120.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	120.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域を基本の区域とし、「地域を担う者」が耕作する農地については対象区域とする。

保全・管理エリアについては、今後、地域で協議をし、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に集積・集約化を進めると共に、団地面積の拡大については農地利用最適化推進員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者及び担い手の意向を踏まえた上で、農地中間管理事業の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・中心部においては宅地化が進み、農地が点在しているため、大規模な基盤整備は困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体を募り、JA等関係機関と連携しながら担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農作業の効率化・省力化にあたっては、JAによる小規模農家の作業受委託等支援策はあるが、必要性や他の計画区域等方針も参考としながら、農業支援サービス事業者等の活用について今後検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の防止に向け、捕獲檻の設置や侵入防止柵の設置及び適正管理に取り組む。
 ③ドローンを活用した農薬の散布等、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農業の推進を図る。
 ④小麦や大豆などの畑作物の生産拡大のため畑地化に取り組む。
 ⑦農地や農道・水路の維持・保全を図るため、地域内での協議に基づき、多面的機能支払制度等の制度活用を検討する。
 ⑧地域農業を維持していくためライスセンターの管理・運営を行っていく。
 ⑨畜産農家への飼料供給や有機農業実践者への堆肥供給など、連携体系の構築を図る。